

判決年月日	平成18年11月30日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成17年(行ケ)10737号		

○ 1 パリ条約4条Hは、優先権主張の対象である第1国出願に係る出願書類全体から一つの完成した発明が把握される必要があり、その「発明の構成部分（構成要件）」（elements of the invention）が明確に記載されて（specifically disclose）いなければならない趣旨であると解すべきである。

2 化学物質につきパリ条約による優先権主張の利益を享受するためには、第1国出願に係る出願書類において単に化学構造式や製造方法を示して理論上の製造可能性を明らかにしただけでは足りず、当該出願書類全体から当該化学物質が現実存在することが実際に確認することができることを要する。

（関連条文） パリ条約4条H

- 1 パリ条約による優先権は、同一の発明について複数の国に特許出願等を行う場合、翻訳等の準備や各国ごとに異なる手続が必要となり、特許出願等を同時に行うことは、出願人にとって負担が大きいため、出願人の負担の軽減を図る趣旨で設けられたものと解される。このような優先権制度の趣旨に照らすと、優先権主張の対象となるためには第1国出願に係る出願書類全体により把握される発明の対象と優先権主張に係る発明の対象とが実質的に同一であることを要すると解するのが相当である。この趣旨からみれば、上記条項は、優先権主張の対象である第1国出願に係る出願書類全体から一つの完成した発明が把握される必要があり、その「発明の構成部分（構成要件）」（elements of the invention）が明確に記載されて（specifically disclose）いなければならない趣旨であると解すべきである。
- 2 化学物質につきパリ条約による優先権主張の利益を享受するためには、第1国出願に係る出願書類において単に化学構造式や製造方法を示して理論上の製造可能性を明らかにしただけでは足りず、当該出願書類全体から当該化学物質が現実存在することが実際に確認できることを要するものと解するのが相当である。けだし、化学構造式や製造方法を机上で作出することは容易であるが、それだけでは単に理論上の可能性を示唆するにとどまるものであって、現実には製造できることが確認されない限り、実施可能な発明として完成しているものと評価することはできないからである。